松江市(古江)スクールバス運行業務委託 プロポーザル実施要項

令和7年11月

松江市教育委員会 学校管理課

松江市(古江)スクールバス運行業務を委託するにあたり、次のとおりプロポーザルを実施する。

1 業務の概要

本業務に係る概要は次のとおりとする。

(1) 業務名

松江市(古江)スクールバス運行業務委託

(2) 業務の目的等

松江市立古江小学校の児童(学校関係者)の通学(移動)手段等の確保を目的として、松 江市が所有する自家用自動車によりスクールバスの無償運行を行うものとする。

(3) 業務内容

別紙「松江市(古江)スクールバス運行業務委託基本仕様書」のとおりとする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和11年3月31日(土)とする。

ただし、履行期間は令和8年4月1日(水)から令和11年3月31日(土)までの3ヶ年とする。

(5) 提案上限額

14,840,907円 (消費税及び地方消費税を含む)とする。

※この提案上限額(3ヶ年分)は、本業務の上限額を示したものであり予定価格ではない。 ※この積算は、本業務実施の本拠の位置を「松江駅」として回送等に係る経費を設計。

(6) 実施形式

本業務の履行にあっては、児童の安全な輸送の確保をするため専門的な知識や技術を要することから、安全な運行を実施するための機能、業務実績(体制)、専門性、技術力、企画力など、価格も含めて勘案し、総合的な見地から判断して適切な事業者を選定するため、プロポーザル方式(書類審査及びプレゼンテーション)によって候補者を決定する。

2 プロポーザル参加資格

本業務のプロポーザルに参加するものは、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 自家用自動車(市所有)によるスクールバスを運行するものとするが、本業務は発注者が定める事項(遠隔点呼)を除き、道路運送法第78条運行(市町村自家用有償運送)並びに同法第79条及び同条各号に定められる諸条件、同法施行規則及びその他の関係諸法令等(通達)において定められる要件・諸条件等のすべてを準用し、本業務を遂行するものとする。よって、この要件及び諸条件等のすべてを満たしている者、又は運行開始日までに確実に要件及び諸条件等のすべてを満たすことができる者であること。
- (2) 地方自治法 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。

- (3) 本市において、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたがすでにその停止期間を経過していること。
- (4) 令和 7・8・9 年度の松江市入札参加資格者名簿(物品)の業種「運送(旅客運送)」に登録されており、かつ松江市内に本社を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に 規定する暴力団又は第2条第6項に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

3 スケジュール

日時	内 容
令和7年11月5日(水)	プロポーザルの参加申し込みの受付期間
から令和7年12月5日(金)	12月5日(金) 午後5時受付〆切
令和7年11月5日(水)	基本仕様書等に関する質問受付期間
から令和7年11月25日(火)	11月25日(火) 午後5時受付〆切
令和7年12月1日(月)(予定)	基本仕様書等に関する質問に対する回答
	午後5時までに市ホームページに掲載
令和7年12月12日(金)	企画提案書類の受付期限 午後5時〆切
令和7年12月16日(火)	辞退届受付期限 午後5時〆切
令和7年12月22日(月)	参加資格審査結果の通知
令和8年1月7日(水)(予定)	審査会(正式な日時は別途通知)
	・書類審査 ・プレゼンテーション
令和8年1月9日(金)(予定)	審査結果の通知

[※]審査結果の通知後、契約候補者と協議の上、契約を締結する。

4 実施要項及び基本仕様書等の交付方法

以下の場所で配付するものとする。なお、郵送等による配付は行わない。

- (1) 松江市教育委員会 学校管理課(市役所第4別館4階)
- (2) 松江市ホームページに掲載 【ホームページアドレス】http://www.city.matsue.lg.jp/

5 実施要項及び基本仕様書等に関する質問

このプロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。

(1) 質問することができる者

「2 プロポーザル参加資格」の要件を満たしている者で、かつ参加表明書類を提出したも のあるいは提出する意思のあるものとする。

(2) 受付期間

令和7年11月5日(水)から令和7年11月25日(火) 午後5時まで

(3) 質問方法

質問書(様式第5号)を使用し、受付期間内に下記メールアドレス宛に提出すること。これ以外の方法では受け付けないものとする。なお、件名は「【質問】松江市(古江)スクールバス運行業務委託」とすること。

提出先:【メールアドレス】 school-kanri@city.matsue.lg.jp なお、質問の電子メール送信後、電話にて担当課まで送信した旨、連絡すること。

(4) 回答方法

回答は、令和7年12月1日(月) 午後5時(予定)までに松江市ホームページに掲載し、個別には回答しないものとする。

6 応募手続き

応募に係る手続きは、以下のとおりとする。「2プロポーザル参加資格」を確認のうえ、必要書類を受付期間内に提出すること。なお、基本仕様書に示す業務内容を理解のうえ提案すること。

(1) 提出期限

参加表明書類の提出期限は、令和7年12月5日(金)午後5時必着とする。 企画提案書類の提出期限は、令和7年12月12日(金)午後5時必着とする。

(2) 提出書類

- ·参加表明書類 《提出部数 各1部≫
- 1) 様式第1号 誓約書

本業務に準用する運行管理規定及び整備管理規定を添付すること。

- 2) 様式第2号 参加表明書
 - ・企画提案書類 ≪提出部数 各8部(正本1部、副本7部)≫
- 3) 様式第3号 企画提案書
- 4) 様式第4号 見積書

人件費、法定福利費、厚生費、諸手当、営業経費、営業外経費等の見込みをそれぞれ記載した内訳書を添付すること。

- 5) 別紙様式第1号 会社概要書
- 6) 別紙様式第2号 運行管理・整備管理の体制等(遠隔点呼 別紙様式第4号)

運行前・中間・終業点呼の実施方法及びアルコールチェックの体制と管理方法・機器等に係る事項。なお、遠隔点呼を実施する者にあっては、「別紙様式第4号」を提出し、事前に承認を受けなければならないものとする。

7) 別紙様式第3号 運行管理本拠の位置と点呼実施の場所

基本仕様書に掲げる平日運行(通常運行)に関する出勤から退勤(中休み含む)までの 勤務を示された運行表(運行仕業表)をすべて作成し添付すること。

8) その他の提出書類

基本仕様書に示す他の提出書類、発注者が求める書類(データ)等については、契約候補者となり契約締結後、運行開始 21 日前までに提出しなければならないものとする。

(3) 提出方法

上記(2)に掲げる提出書類については、必ず(4)の提出場所へ直接持参し提出すること。 なお、受付は土日祝日を除き午前9時から午後5時までの間とする。

(4) 提出場所

松江市教育委員会 学校管理課(市役所第4別館4階)

7 辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

(1) 提出書類及び提出期限

様式第6号「辞退届」を令和7年12月16日(火)午後5時までに提出すること。

(2) 提出方法

松江市教育委員会 学校管理課(市役所第4別館4階)へ直接持参し提出すること。

8 審査

本業務に係る審査については、次のとおり実施するものとする。

(1) 評価方法

参加申し込みをされた事業者のうち、参加資格要件のすべてを満たすと認められた事業者について、令和8年1月7日(水)(予定)より「松江市(古江)スクールバス運行業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を開催し、提出された資料等を基に各事業者より本業務に係る提案を受けるものとする。さらに、この提案はもとより事前に提出された「提出書類」についても審査を行い、別表「採点基準表」に基づき評価を行うものとする。

(2) 契約候補者の決定方法

各審査委員の評価点合計得点が最も高い事業者を、第1位の優先交渉権者として選定する。

なお、令和7年11月5日(水)時点で、道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条運行(市町村自家用有償運送)に定められる諸条件等について満たされている事業者又は運行開始の21日前までに、定められる諸条件等について満たすことのできる事業者のうち、各審査委員の評価点合計得点が第1位の優先交渉権者の次に高かった事業者を、第2位の優先交渉権者として選定し、第1位の優先交渉権者に不測の事態等が生じた場合は、第2位の優先交渉権者を第1位に繰り上げるものとする。なお、評価点が同点の事業者が2者以上あるときは、企画提案の評価点が高い事業者を上位とする。

また、各審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(3) 審査結果の通知・公表

結果に係わらず、参加表明書に記入された連絡先へ電子メールで審査結果に関する事項等 について通知する。また、本案件の審査委員、参加者、第1位の優先交渉権者及び審査結果 については市ホームページで公開する。

(4) 審査に係る留意事項

1) 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する支援を直接または間接に求めた場合、失格とし、別途通知する。

2) 企画提案者の無効に関する事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、無効とし、別途通知する。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- イ 指定する様式に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの又は添付されるべき書類の 提出がないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ 前記「1(5)提案上限額」を超えたもの
- カ 前記「2プロポーザル参加資格」を満たしていない者による企画提案

3)制約事項

- ア 提出書類の作成及び提出により生じる費用は、全て提案者の負担とする。
- イ 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- ウ 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成す ることがある。
- エ 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、提出期間内 の変更、差し替え又は再提出は認めるものとする。
- オ 複数の企画提案書の提出はできない。
- カ 提出された書類は、すべて返却しない。
- キ 提出書類について、発注者より問い合わせを行う場合がある。

9 契約に関する基本事項

優先交渉権者に選定された者と本市が協議し、事業実施に係る仕様を確定させたうえで、契 約(随意契約)を締結する。契約にあたっては、基本仕様書で示した業務内容を遵守するとと もに、提案された内容を基本とする。

10 問い合わせ先

松江市教育委員会 学校管理課

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

電話番号: 0852-55-5415 FAX番号: 0852-55-5534

メ ー ル : school-kanri@city.matsue.lg.jp

松江市(古江)スクールバス運行業務委託に関するプロポーザル審査基準

採点基準表

採	点 項 目	参考書類	採点の視点	配点
業務遂行能力	(1) 人員体制	・別紙様式第1号2、3	本業務の円滑かつ安全な運行を図るうえで必要な体	5
(業務実施体制の評価)		・別紙様式第3号3	制が整っているか	J
	(2) 事故の発生状況	・別紙様式第1号5	過去3年間に発生した事故(人身・物損)において重	5
	(人身・物損)		大なる過失のある事故がないか	5
	(3) 業務実績	・別紙様式第1号6	過去3年間に公的機関が発注する同種業務や類似業務	5
			の実績があるか	
業務委託実施方針	(1)児童生徒の安全の確保と継続的	·様式第3号 企画提案書	児童生徒の安全の確保と将来的な輸送の確保を考慮	25
(企画提案の評価)	な輸送の確保		し、本業務の実施に係る提案がなされているか	25
	(2) 運行管理の体制	· 様式第 3 号 企画提案書	運行管理業務に係る事項、責任等がどのように示さ	20
		・別紙様式第2号、3号他	れ、具体的に取り組まれるのか	20
	(3) 整備管理の体制	· 様式第 3 号 企画提案書	整備管理業務に係る事項、責任等がどのように示さ	10
		・別紙様式第2号他	れ、具体的に取り組まれるのか	10
	(4) 安全対策・乗務員教育	全対策・乗務員教育 ・様式第3号 企画提案書 事故防止等のため取り組まれている研修・乗務	事故防止等のため取り組まれている研修・乗務員教育	5
		・研修会資料等他	等の実施されているか(資料が添付されているか)	5
	(5) 災害・異常気象時等の対応	· 様式第 3 号 企画提案書	災害、事故や異常気象時等の体制、即時の対応が整え	5
		・体制図等他	られているか。	5
価格	業務委託費	・様式第4号 見積書	提案内容に応じた能率的かつ効率的な価格の提示か。	20
		・見積内訳明細	内訳は詳細な積算により示されているか。	20